

番号：131152

国名：ベトナム

担当部署：ベトナム事務所

案件名：円借款案件実施促進（円借款案件実施促進）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：円借款案件実施促進

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2014年1月上旬～2014年4月中旬

(2) 業務M/M： 国内0.2M/M 現地派遣 3.07M/M 合計3.27M/M

(3) 業務日数： 国内準備期間 現地派遣期間 整理期間

2

92

2

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部

(2) 見積書提出部数：正1部

(3) 提出期限：12月11日（午後5時まで）

(4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付（JICA本部1F）への書類の提出。

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

1) 業務実施の基本方針 16点

2) 当該業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務の経験： 40点

2) 対象国または同近隣地域若しくは同類似地域での経験業務：

12点

- 3) 語学力： 16点
 4) その他学位、資格等 12点
 (計100点)

類似業務	円借款案件実施促進に係る業務
対象国／類似地域	ベトナム／東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

2013年9月末時点、ベトナム国における円借款事業の実施中案件は計70件超と案件監理業務量が増加している。これまで円借款の案件監理は一義的には円借款受入国側の責任として、実施機関・監督機関（財務省、担当省庁）などを通じた案件進捗状況のモニタリング（定期的な案件レビュー・ミーティングやモニタリングシートの活用等）や案件実施促進調査（SAF）実施による支援等により案件の進捗促進に努めてきた。しかしながら、当初の想定どおりに進まないケースも散見されている。特に比較的大型ディスバースが見込まれている電力セクター・運輸セクター・水セクターなどの案件は、複雑な住民移転・補償の手続きがあるほか、入札手続き、実施機関の承認プロセス、ディスバース手続きに時間を要する例が多い。また、円借款手続きに不慣れな新規の実施機関も増加しているところ、円借款監理に知見を有するコンサルタントが、個別案件ごとに問題を分析し効果的な方策（事業関係者による案件実施の促進、関係者間の見解の相違による進捗停滞の解消、承認手続き・ディスバース手続きの促進等）の提言を行い、これをJICA事務所としてフォローしていくことが必要である。

7. 業務の内容

上述の背景を踏まえ、本業務ではベトナム国の円借款案件監理・事業促進において、豊富な実務経験と知見を有したコンサルタントを派遣することにより、関連する実施機関及び関係機関と協議を行うとともに、必要に応じ、実施機関に対し、ディスバース手続き等の支援と指導を通じて、案件の実施促進を行うことを目的とする。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2014 年 1 月上旬)
 - ア 対象となる案件の事業の実施機関、ディスバース方式、進捗状況の確認・把握を行う。(L/A、進捗報告書、ディスバース状況進捗表等の受領、内容の精査)
- (2) 現地派遣期間 (2014 年 1 月上旬～4 月中旬)
 - ア JICA ベトナム事務所と現時点での案件の進捗状況等を確認・把握する。
 - イ 実施機関、コンサルタント、コントラクター等と打合わせを行い、支援対象案件にかかる現場ベースでの進捗状況、執行上の課題の確認を行う。
 - ウ 執行上の課題を特定の上、実施機関及び JICA 事務所に対し、適切且つ具体的な対応策を提言し、その実施については、必要に応じて、実施機関を支援する。また、申請手続き、関係証憑書類の準備等を含めたディスバース手続きに係る支援・指導を行う。更に、必要に応じて、実施機関スタッフの能力構築も行う。
 - エ 実施中の全案件のディスバース請求にかかるデータベースを活用し、アップデート及び改良する。
 - オ 案件監理に関する経験や、2013 年度末までの実施促進業務を通じて得られた知見に基づき、JICA ルール (ディスバース手続・調達ガイドライン等)、契約監理に係る国際スタンダード、ベトナム国内法令との関係で、案件監理上典型的に生じる課題を整理しそれら課題への対応のノウハウ集約のアップデートをする。また、それら典型的な課題への対応策につき、ベトナム側監督機関及び JICA 事務所に助言する。
 - カ 現地業務結果報告書を作成し、ベトナム側関係機関と JICA ベトナム事務所に説明、報告する。
 - キ 専門家業務完了報告書を作成する。
- (3) 国内最終報告期間 (2014 年 4 月中旬)
 - ア 専門家業務完了報告書を完成させ、JICA に提出、報告する。また、今後の JICA がとるべき対応策につき、JICA に助言する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文 4 部 (C/P 機関 (借入人及び各実施機関) へ 2 部。当機構ベトナム事務所、当機構本部 (東南アジア第 3 課) へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

英文 15 部 (C/P 機関 (借入人及び各実施機関)、当機構ベトナム事務所、当機構本部 (東南アジア第 3 課) へ各 1 部

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部 (当機構ベトナム事務所、当機構本部 (東南アジア第 3 課) へ各 1 部)

また、現地派遣期間中・国内作業期間中の業務従事月報を作成し、当機構ベトナム事務所に提出する。

なお、上記成果品は簡易製本とし、電子データと併せて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の精算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田 - ハノイ - 成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程・執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は 2014 年 1 月 (約 24 日)、2 月 (約 23 日)、3 月 (約 31 日)、4 月 (約 14 日) を想定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

現地業務は、財務省、円借款案件実施機関及び当機構ベトナム事務所との協議が中心となりますが、当機構ベトナム事務所と調整の下、柔軟な対応が求められます。

3) 便宜供与

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げのアレンジ
必要な移動に係る車両のアレンジ（市外地域への移動を含む）
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
当機構ベトナム事務所と協議の上、原則、業務従事者が実施。
- ⑥ 執務スペースの提供
業務内容に応じ、財務省・実施機関等で主に執務する。

（２）参考資料

「６．業務の背景」に記載する対象案件の概要は、以下の URL に掲載された評価報告書を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

（３）その他

- １）業務実施契約（単独）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ２）記載時留意事項
- ３）円借款案件関連の知見を有することが望ましい。

以上